

【新規要望】 1. 「パートナーシップ構築宣言」宣言企業へのインセンティブの拡充等について (工業部会)

- ① 「パートナーシップ構築宣言」宣言企業数の拡大に向けた、補助金・助成金等の採択審査や公共工事の発注等への加点措置等インセンティブ付与の更なる拡充を要望します。
- ② 価格交渉や価格転嫁が円滑に進むよう「パートナーシップ構築宣言」の周知の協力を要望します。

回答(財政課契約係、商工観光まちづくり課)

パートナーシップ構築宣言を宣言・公表した企業に対する現状のインセンティブとしては、経済産業省や中小企業庁をはじめとする国の補助金における加点措置が受けられるほか、日本政策金融公庫における融資制度の利用などが設けられています。

また、全国の事例を見ますと、主に県や産業振興機構、信用保証協会等において優遇措置を設けており、その内容としては、低金利での融資、プロポーザルにおける加点、補助金審査時の加点、官公需における受注機会の確保などとなっております。静岡県においても、経営革新計画に基づく事業や収益力・生産性の向上につながる新規事業に対する補助金における審査の加点項目のひとつとして「パートナーシップ構築宣言加点」を位置付けているほか、プロポーザルの際の加点も一部行っているものと認識しております。

一方で、このような優遇措置の制度化については、国や県レベルでの実施が主となっており、市町村単位では制度の周知や中小企業庁ホームページへの誘導などを行っているのが現状となっております。

中小企業庁が公表しているパートナーシップ構築宣言を行っている企業数について、市町村単位での発表は行われていないものの静岡県としては 2,554 社にとどまっておりますので、市といたしましては、ホームページ等において制度の周知を行い、メリットや宣言方法、取引に関する相談窓口等をご案内するとともに、他の自治体における加点措置等について引き続き調査研究してまいります。